子どもに対する法律援助	イ①　訴訟以外の手続援助（②を除く。）	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。	108,000円	①複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は216,000円とし、３人以上の場合は324,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	イ②　少年法第６条の２第１項調査に関する付添人活動	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。	64,800円	①複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は129,600円とし、３人以上の場合は194,400円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	162,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が兄弟姉妹であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は324,000円とし、３人以上の場合は486,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
犯罪被害者に対する法律援助	継続相談、被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立て、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述付添い、刑事記録閲覧謄写、加害者との対話、刑事手続における和解の交渉（示談交渉を含む。）、犯罪被害者給付金の申請、報道機関への対応・折衝等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。	108,000円 ただし、起訴後に申込みがあり、国選又は私選の被害者参加弁護士が付けられた案件は、54,000円とする。	①複数回にわたる法廷傍聴等への同行、重大事件における報道機関への対応・折衝等長期又は複雑・困難な援助活動を実施した場合は、270,000円を上限として加算する。ただし、受任弁護士が２人の場合は432,000円を、３人以上の場合は486,500円を上限として加算する。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は216,000円とし、３人以上の場合は324,000円とする。
精神障害者に対する法律援助及び心神喪失等医療観察法法律援助	イ　訴訟以外の手続援助	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。	108,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は216,000円とし、３人以上の場合は324,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。
	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合は100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合であって当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。	162,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、複数人の案件において当該複数人が家族であるため１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合は、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人の場合は324,000円とし、３人以上の場合は486,000円とする。この場合において、①の事情があるときは、①を準用する。